

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成27年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

県議会議員の議員報酬の減額措置を継続するため、この条例の一部を改正しようとするものである。